



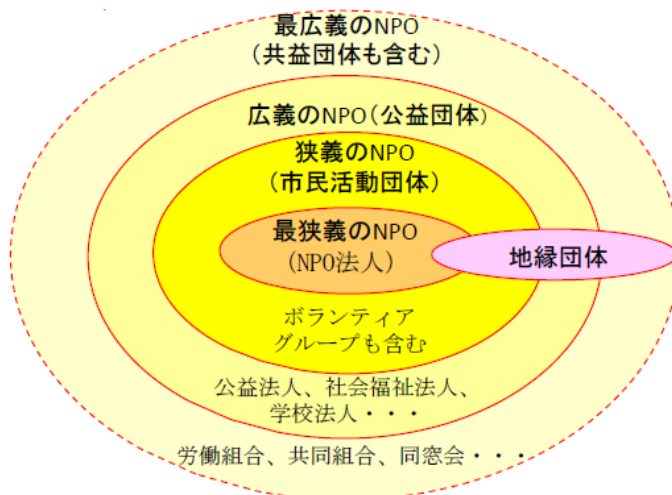
## 「NPO 法人」ってどんな組織？

営利を目的としないで、  
社会的な課題を解決しようとする団体のことだよ！

### ■ NPO とは

Non 「非」  
Profit 「営利」  
Organization 「組織」

“ Non-Profit Organization ” の略で、直訳は「非営利組織」。  
地域課題や社会課題の解決を目的とした活動を、自発的に行う団体のことで、主に地域で活動するボランティア団体や市民活動団体を指します。



(出所:大阪ボランティア協会編『テキスト 市民活動論』p.43)

### ■ NPO 法人とは

NPOのうち、**NPO法（特定非営利活動促進法）に基づき法人格を取得した団体**のこと。  
静岡市が所管するNPO法人は332団体、全国には50,586団体あります（2022年7月末日時点）。  
NPO法人になると、**定款や事業報告書、決算書等を市民に公開**することが求められていて、静岡市が所管する団体のそれらの書類は、静岡市市民自治推進課で閲覧できます。

### ■ NPO 法人に対するよくある誤解

Q. 「非営利」だから稼いじゃダメなんだよね？ タダで働いているの？

A. 「非営利」とは、収益を上げてはならないということではなく、利益や資産を構成員に分配してはならないということ。**社会問題を解決するためには、事業を継続する必要があります、そのためには職員も必要。職員が働き続けるためにも、労働の対価としての給与を支払うことは全く問題ありません。**

Q. NPO 法人になったら、申請すれば助成金がもらえるんだよね？

A. 法人格を取得していることを申請要件としている場合や、法人格のない任意団体と比べると信用度が高いと判断される可能性はありますが、**申請すれば必ず助成金がもらえるわけではありません。**

Q. NPO 法人は非営利なんだから、税金はすべて免除されるんでしょ？

A. 免除される税金もありますが、**事業内容や収入によっては納税の義務が発生**します。

♪ 詳しくはスタッフまでご相談ください ♪



2023年2月改訂版



開館時間：月～土 9:00～21:30  
日・祝 9:00～18:00  
休館日：毎月第1・3水曜日  
年末年始（12/29～1/3）

〒420-0071  
静岡市葵区一番町 50 番地  
TEL: 054-273-1212 / FAX: 054-273-1213  
E-MAIL: mail@bancho-npo-center.org  
指定管理者：（特非）静岡県ボランティア協会

### ■ NPO 法人のメリット

- ① **法人名で不動産登記**ができるなど財産の取得ができます。  
※任意団体では代表者個人の名義で登記するため、団体と個人の資産の区分が困難。つまり、代表者が変わる場合、運営・存続に支障をきたすおそれがあります。
- ② **法人名で銀行口座を開設**できます。
- ③ 賃貸借契約や売買契約などの**契約を法人名で締結**できます。
- ④ 会計書類の作成や書類の閲覧など、法で定められた法人運営や情報公開を行うことにより、組織の基盤がしっかりとして、**社会的信用**につながります。
- ⑤ 税制優遇のある認定を受けた NPO 法人（**認定 NPO 法人**）になることができます。
- ⑥ 行政や企業等と**事業契約**を結ぶ場合も、**契約を法人名で締結**できますので、やりやすいです。

### ■ NPO 法人の義務

- ① **各種報告及び届出**
  - ・ 年1度の事業報告書等の提出
  - ・ 役員変更があった場合の届出
  - ・ 定款変更の届出又は変更認証申請 など
- ② **情報公開**  
上記①の書類を常に最新の状態で管理・保管し、法人の状況を公開しなければなりません。
- ③ **法人登記**（代表権を持つ理事の重任、定款変更など）
- ④ **納税**……法人市民税・県民税の申告・納税（**税法上の収益事業を行う場合**）
- ⑤ **社会保険の加入**（**職員を雇う場合**）

♪ 詳しくはスタッフまでご相談ください ♪